

千葉県支部 CPD 運用に関する要領

平成 24 年 11 月 10 日制定承認
平成 25 年 2 月 2 日第 1 回改訂承認
平成 25 年 12 月 7 日第 2 回改訂承認
平成 30 年 10 月 13 日第 3 回改訂承認
2021 年 9 月 25 日第 4 回改訂承認
2022 年 3 月 19 日第 5 回改訂承認

(目的)

第1条 この規則は、千葉県支部の各委員会が主催する CPD 講演会・見学会等の行事開催の要点について定め、技術士が技術士法第 47 条の 2 で定める資質向上責務の遂行を支援する事を目的とする。

(対象講師・講師料)

第2条 対象となる講師及び講師料は表1の講師区分及び講師料とする。

表1 講師区分及び講師料

No.	講師区分	講師料(源泉税を含む)
(1)	技術士以外	30,000 円
(2)	技術士	10,000 円

尚、以下の場合には講師料は支払わないものとする。

- ①講師に対し別途講師料が支払われる場合
- ②職責として千葉県支部の活動を説明する場合

(交通費)

第3条 講師の交通費は実費とし、総務会計担当と講師との間でメール等での確認に基づき、総務会計担当から支払われる。主催委員会委員であって、当日の行事運営に携わった会員については、千葉県支部旅費交通費支給要領によって交通費を支給することができる。

(参加者)

第4条 千葉県支部が実施する CPD 講演会・見学会等イベントの参加対象者は、主として公益社団法人日本技術士会の会員技術士・修習技術者とする。非会員の参加については主催委員会が判断する。

(参加費)

第5条 千葉県支部が実施する CPD 講演会等イベントへの参加費は、会員 1,000 円、非会員 2,000 円、講師は無料とする。ただし、主催委員会で承認した場合は別金額設定をすることができる。主催委員会委員であって、当日の行事運営に携わった会員については、参加費を免除することができる。

附則(2022年3月19日)

この規定は、2022年3月19日から施行する。